

弥生小学校 3、4年 アンパンマン実践

このキャラクターを知っていますか。(アンパンマンを提示する)

子どもが次々と手を挙げる。どの家庭にもアンパンマンのキャラクターがついているおもちゃや、本があるようだ。

「調べてみたら、たくさんのアンパンマンのキャラクターグッズがありました。」(コップ、Tシャツ、電子楽器、トランポリン、・・・を提示する) アンパンマンは、みんなから愛されて、売れているキャラクターですね。そこで、先生も新しいキャラクターを考えました。みんな見てみたい? (見たいーの声)

もったいぶりながら披露したものは、アンパンマンにちいさなりぼんを付けたものである。

子どもからは、えーという溜息と笑いが漏れた。

小さく縮小していたりぼんを情報ボードの上で、大きく数倍に拡大した。アンパンマンに巨大なりぼんが付いた状態である。もったいぶって言った。

「これはアンパンマンではありません。先生が新しく作ったアンパンちゃんです。」

「おかしいよー」「おもしろい!」の声を遮って言った。

「先生が創ったアンパンちゃん、キャラクターグッズを考えました。」情報ボードの上で、カップやTシャツに「アンパンちゃん」を張り付けた写真を見せた。クラスがざわざわとする。

「みんなは、このアンパンちゃんを商品として売り出してもいいと考えますか。それともよくないと考えますか。」

理由をワークシートに書かせて発表させた。

事前の予想とまったく違った結果に驚いた。アンパンマンにリボンを付けただけのキャラクターを販売してもいいという子どもがクラスの半数近くいたのである。

真面目な女の子の中にも、売り出してもいいと考える子がたくさんいる。これは予想外の反応だった。

賛成意見

- ・ 自分で考えたキャラクターだからかまわない。
- ・ かわいいから大丈夫

反対意見

- ・ リボンを付けただけで、中身はアンパンマンだからだめ。

賛成・反対意見を聞いた後で著作権者である「やなせたかし」氏がどのような思いで「アンパンマン」を誕生させたかを説明した。ちなみに「やなせたかし」氏の名前を知っている子はクラスの三分の二はいた。私が想像していた以上に知られている。

やなせ氏の写真を見せた。何歳くらいに見えるか尋ねてみると60歳とか70歳ぐらいという。たいへん若々しい印象を受けるがすでに90歳であると告げるとみんな驚いていた。

「やなせさんは、戦争を経験しました。そこでは多くの人が傷つき、亡くなっていったのです。今と違って食べるものもなく、お腹をすかせた人がたくさんいたのです。現在と違った時代だったのです。」

ちょうど、5時間目の授業だったので、お腹一杯になっている。

「このような時代を生きた背景から「やなせさん」はアンパンマンを創りました。アンパンマンには、やなせさんの思いが詰まった特徴があるでしょう?」

すぐに子どもが反応した。「自分の顔を食べさせるところ」

アニメのキャラクターといっても、作者であるやなせさんは「思い」を持ってつくっているのです。だから先生が勝手に、アンパンマンを使ってキャラクターを創るのはよくないことです。

子どもたちは「著作権」という言葉をすでに勉強していた。そこで「著作権」という文字を提示して、意味を尋ねてみた。意味を言うとなると結構難しいのだ。すると一人の子どもが辞書を出して調べだした。その様子を

見て次々と辞書を引いている。

「著作権」を引き当てた子どもが発表をした。「著作権者に与えられた権利」「許可なく著作物を使用しない権利」と書いてある。

「これは著作権違反になりますね」

キャラクターのものには著作権があることがわかりました。では、みんなが描いたイラストや絵にも著作権があるのでしょうか。

あると考える派

- ・ できたらその瞬間に著作権はできるから

ないと考える派

- ・ 子どもが描いた絵には著作権はできない

意見が出た後で、インターネットの検索エンジンで「著作権」と打ってみる。すると2つ目に「著作権情報センター」が出てくる。

「みんなが描いたイラストにも著作権があるのか、今からこの著作権情報センターのテレホン相談室に尋ねてみます」

えっ、ホントにそんなことするの？驚く子どもを横目に、携帯電話を取り出しスピーカーにつないだ。

実は、前もって、著作権情報センターに連絡をとり授業の中で尋ねたいのでお答えしていただけないだろうかと無理をお願いしたものである。本来なら、このようなことで使うのはよくないと思うが、教師が説明するより専門家がリアルタイムで答えてくれる方が遥かに説得力をもつと考えたからである。

スピーカーを通して、職員の方の声が聞こえると、一瞬、静寂が訪れた。ほんとに電話がつながっているという驚きである。職員の方は丁寧に答えてくださった。

「子どもが描いた絵にも著作権はありますよ。著作権は、描いた瞬間に自動的に発生するのです」

へえーと言う声が聞こえた。みんなで電話越しにお礼を言って電話を切った。

「今、聞いたように著作権は友だちが描いたイラストにもあるんですよ」

「イラストだけではなく、図工で創った作品にもあります。」そう言ってクラスの子どもが創った貼り絵の作品も見せた。

質問をした。

「みんなの作品にも著作権があります。では、友だちのイラストや絵を使いたいときはどうしたらいいのでしょうか。」

ワークシートに書かせた。「使っていいか聞いてみる」「〇〇さん、これ私も描いていい？と聞いてみる」ずばりと核心をついた答えを返してきた。

使っていい？と相手の許可をもらう

板書した。

最後に感想を書かせた。授業によって向上的に意識が変容したことが見て取れる。

- ・ 著作権についてくわしくわかった。キャラクターだけでなく、音楽や作文や詩など自働で著作権ができることがわかった。
- ・ 有名なキャラクターじゃなくても、だれとは関係なしに著作権があるのはびっくりした。これからは友だちのつくったキャラクターを使ったりするときによく気をつけたい。
- ・ その人が創ったものにはいろいろな思いや感情が込められているから、それを勝手に使うなんて絶対に許されてはいけないことがよくわかった。
- ・ 私の描いたオリジナルキャラクターにも著作権があることがわかった。ブログやホームページを作る時はそういうことに気をつけようと思った。

弥生小学校5、6年 ケイタ君のブログ実践

5、6年での実践で使った著作権指導用教材は、先生方が授業で使いやすいように次にあげる5つの教材をもって構成した。(オリジナル教材である)

(1) 場面紹介資料

道徳の読み物資料にあたり、教師も児童も活用できる。教材の中で、もっとも作成に時間を割き、研究会員はもちろん、学校の先生方にも目を通していただいて推敲を重ねた。特にパワーポイントで作成した提示用教材との整合性を出すことが最大の難関であった。

また、場面紹介資料を作るにあたっては、次の2点に留意した。

著作権者と利用者の2つの立場から記述された内容であること
最後の結果を伝えず、子どもたちに考えさせること

(2) 提示用教材(図1)

場面の様子を児童がイメージしやすいように、話の流れに合わせてパワーポイントで作成した教材である。プロジェクターで投影し場面読みながらそれに合わせて教師が提示している児童も集中しているのがよくわかった。また、使用した人物イラストIPAの教育用画像素のものを、写真はT O S S フォトペディアのした。



紹介資料をく。授業中、このここ材料集サイトものを引用

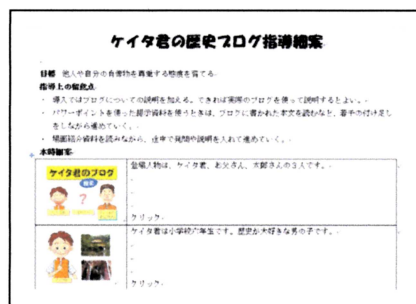
図1 提示用教材

(3) 印刷用教材

コンピュータを使わなくても授業ができるように、パワーポイントで作成した提示用教材を一枚ずつ印刷したものである。すべてを授業で使わなくてもいくらかを選択すれば黒板に貼りながら進めることができる。

(4) 場面指導細案(図2)

提示用教材の進め方のタイミングや発問、指書き込んでいる。これを見ることで、スライドタイミングも発問、指示もすべて理解できる。ま問や、留意点も書き込んで追試できやすいよう



示を詳しくを進めるタた、補助発にしている。

(5) ワークシート

児童が自分の考えを深めたり、登場人物の心情を想 図2 場面指導細案 ワークシートを作成した。

○授業の流れ

本稿では、津山市立弥生小学校の6年生で行った実践を紹介する。

導入では、ブログについての情報を与えた。ブログとはどのようなものか教室から Web 上

にある実際のサイトにつないでコメントに書き込みをしてみたり、どのようなコメントがあるのか読み上げてみた。私がよく見るテニスのブログである。楽しみながらブログを知ることができたようである。

次に、道徳の読み物資料にあたる「場面紹介資料」を読みながら、パワーポイントで作成した「提示用教材」をプロジェクターで投影し授業を進めていった。

以下に、場面紹介資料の全文と提示用教材の一部を合わせて紹介する。

教材は、子どもの様子を見ながら進度を調節しながら進めていった。

□ ケイタ君の歴史ブログ

登場人物は、ケイタ君、お父さん、顔がわかりませんが、太郎さんです。

ケイタ君は小学校六年生です。歴史が大好きな男の子です。最近、自分のブログを始めました。日頃のできごとを書き込んでいますが、反りありません。

ある日、ケイタ君はいい考えを思いつきました「自分のブログに歴史のことを載せていこう。見る人も増えるし勉強にもなるぞ。」(図3)

早速、本やインターネットで調べたことを書き込んでいきました。でも、出来上がったブログでも納得ができません。

「写真も載せたほうがきれいになるぞ」

インターネットで探していると、太郎さんという人のブログに目がとまりました。太郎さんは歴史が好きで京都や奈良を歩いては自分で写真を撮ってブログに載せていたのです。ケイタ君は一目で気に入りました。

次々とコピーしては、自分のブログに貼り付けた。(図4) 出来栄えに満足したケイタ君は、インターネット上太郎さんの写真を張り付けたブログをアップした。

翌日、ケイタ君のブログを訪問した人は一気に増えました。(図5) 三日目、気になるコメントが届きました。「ブログを拝見しました。ところで写真は自分でののでしょうか。私がよく見る太郎さんのブログの写真なのですが・・・」

ケイタ君は慌てて、すぐに写真を全部削除しました。

写真がなくなったケイタ君のブログは、味気なく、訪問する人もぐっと減ってきました。自分で写真を撮ろうにも奈良や京都は遠くて行けません。

その様子を見たお父さんはケイタ君にアドバイスをしました。



図3 提示用教材



図4 提示用教材

応があ
た。
見てくれ
ログに書
ログを見

ていきま
ンターネ
プをし
増えてい
きました。
撮ったも
とそっくり

「太郎さんに写真を使わせて欲しいことをお願いしてみたらどうかな。」

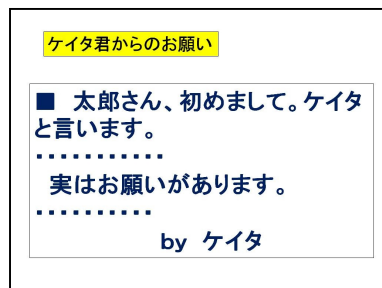
「勝手に使うといけないけど、使っていいよと言ってくれたら大丈夫だよ」

ケイタ君は、太郎さんにのブログに理由を添えてコメントを書き込みました。二日後、太郎さんからの返事がありました。

「丁寧にありがとう。いい写真があれば使って
イタ君のブログ楽しみにしています。」

ケイタ君は大喜びでした。早速、太郎さんが撮
分のブログに使いました。今回は、一つ付け加え
ます。自分のブログに太郎さんの写真だというこ
だのです。次の日、ブログによせられたコメント
はニッコリとしました。

太郎さんからのうれしい書き込みがあったからです。



ください。ケ
った写真を自
たことができ
とを書き込ん
を読んでケイ

図5 提示用教材

授業の感想

- ・ どうしても人のものを使いたいときは、その人に許可をもらって使う。
- ・ ケイタさんは「太郎さんからちゃんと許可をもらってから使っています」とブログに書いたからよかったと思う。
- ・ アニメーション化することでわかりやすかった。自分がやったことじゃないのに罪悪感があった。

成果と今後の課題

- ・ 著作物を尊重する態度の育成を目指した指導用教材を開発し、多くの先生方に使っていただけの形にできた。

今後の課題としては、著作権を無意識のうちに侵害している事例は他にもあり、もっと多様な教材が必要である。また、今回の教材のように著作権者が目の前にいない場合の教材の組み立て方が難しくさらに修正・改善が必要だと考える。

まとめ

弥生小学校の中・高学年に著作権の授業を行ったが、著作権の問題は、学校だけでなく家庭においても喫緊の課題になっている。小学生のときから正しい著作権感覚を身につけることは極めて重要になっている。今後も様々な観点から題材を集め、授業を作ったり、多くの著作権指導用教材を開発・活用していきたいと考えている。

参考引用文献

人物のイラスト出典 : IPA「教育用画像素材集サイト」<http://www2.edu.ipa.go.jp/gz/>

写真の出典 : TOSSフォトペディアより 大仏と大仏殿～撮影者 此松信孝氏